

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等権利利益を保護することを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法に基づく小児慢性特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る事務を行う。 1.新規支給認定申請に関する事務 2.支給認定の更新申請に関する事務 3.氏名、住所地等の変更に関する事務
③システムの名称	小児慢性特定疾病システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定医療費受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> ☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条 【情報提供】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、158、161の項 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条、82条、127条、160条、163条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健・疾病対策課
②所属長の役職名	保健・疾病対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長野県行政情報センター 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 電話 026-235-7060 月曜日から金曜日:8時30分から17時15分 上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部保健・疾病対策課 電話 026-235-7150(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I-5-②所属長名	衛生技監兼保険・疾病対策課長	保健・疾病対策課長	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II-1・2いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II-1・2いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和3年11月12日	I-4・②法令上の根拠	【情報照会】 ●番号法第19条第7号 別表第二 9の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条 【情報提供】 ●番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条	【情報照会】 ●番号法第19条第8号 別表第二 9の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条 【情報提供】 ●番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	I-7請求先	上記の他、県内10か所の地方事務所行政情報コーナー	上記の他、県内10か所の地域振興局行政情報コーナー	事後	組織改正時の修正漏れであり、重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	II-1・2いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和5年4月1日	II-1・2いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	Ⅱ-1・2いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
令和6年9月25日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表8の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第7条	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和6年9月25日	I-4・②法令上の根拠	【情報照会】 ●番号法第19条第8号 別表第二 9の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条 【情報提供】 ●番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 ●番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条、第44条	【情報照会】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13の項 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条 【情報提供】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、125、158、161の項 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条、82条、127条、160条、163条	事後	法令改正に伴う形式的な記載の変更、追加及び記載漏れとなっていた法令を追加する変更であるため、重要な変更には該当しない。